

議案第142号

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月17日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年養父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第142号 養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(2) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(3) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(2) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(3) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p><u>(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>